

読みこなし・使いこなし・自由自在

貿易がわかる事典

森井 清著

読みこなし・使いこなし・自由自在

貿易が わかる事典

森井 清著

日本実業出版社

森井 清 (もりい きよし)

大正11年神戸に生まれる。昭和25年大阪外大英米科卒、大阪商工会議所入所。昭和38~41年バンコク日本人商工会議所専務理事として在タイ。

現在大阪商工会議所共済事業部長、神戸大学講師。

著書に「貿易の内幕」(三一書房)「国際商事仲裁」「貿易の実務」「貿易決済の実務」(東洋経済新報社)「貿易部員・商社マンの法律相談」(ダイヤモンド社)「貿易クレームと対策」(日本経済新聞社)「やさしい貿易実務」(日本実業出版社)などがある。

読みこなし 自由自在
使いこなし

貿易がわかる事典

￥ 1200

昭和53年12月25日 初版発行

昭和54年12月15日 第13刷発行

著者 森 井 清

発行者 中 村 進

発行所 株式会社 日本実業出版社

東京都千代田区三崎町3の5の3 〒101

電話代表03(264)3781 振替 東京 7-25349

大阪市北区西天満6の8の1 〒530

電話代表 06(362)6141

印刷所 壮光舎印刷株式会社

製本所 共栄社製本印刷株式会社

落丁、乱丁本はお取替え致します

© K. Morii

2063-210500-5915

はしがき

わが国の経済は海外との依存関係が深く、日常生活でも、食卓には外国産の食料品が並び、衣服や家具でも輸入商品が珍しくありません。最近では、海外旅行に出かける人もふえ、企業の海外取引の増加と相まって、ビジネスの面でも暮らしの面でも、外国との結びつきは一層強まっています。それに加えて、近年の円高相場とその影響など、カラスの鳴かぬ日はあっても、貿易関連記事が新聞に掲載されない日はなく、貿易と国際化の波は、身近な問題としてとらえざるをえない時代になっています。

たとえば、私たちは円が強くなつたといつても、どうもあまりピンとこないのが実情で、国内での生活実感としては円の購買力がそれほどとは思われませんが、対米ドル相場では、円は国際的に“強い通貨”と評価されています。確かに、これは米ドルとの比較においてそう言われているだけで、逆にいえば、インフレに悩むアメリカでは、ドルの購買力がそれだけ減価しているのでしょうか。ところが、困ったことには、米ドルは国際的な基軸通貨であり、わが国の円はドルとリンクしているため、米ドルの価値の下落はモロにわが国の経済に影響を与えることになります。

昭和五二年後半から五三年にかけて急騰を続けてきた円相場と、ついに一米ドル＝一八〇円割れ（五三年一〇月二六日）の現象に、輸出業者の困惑は深まるばかりです。想えば、昭和二四年以降二十数年間も続いた一米ドル＝三六〇円の固定相場制に終止符が打たれてからわずか七年も経たな

いうちに、円の対ドル相場が二倍にならうとは、だれしも予期しなかつたことです。

以上はほんの一例ですが、このように世界経済の中にガッチャリと組み込まれたわが国の経済は、国内的な要因だけで変化することはなく、国際的な影響をかなり強く受けるものです。したがって、貿易の知識なくしては、わが国経済の動向を正確につかむことさえできないでしょう。

まして実際に貿易業務にたずさわる人にはさまざまな知識が要求されます。貿易に関する研究は、普通、貿易理論（国際経済学）、貿易政策、貿易経営、貿易実務の四つの分野に分けられますが、貿易理論と貿易政策がマクロ的な視点からの研究であるのに対し、貿易経営と貿易実務はミクロの視点からの研究分野といえそうです。とくに貿易実務はもつとも実践的な分野で、その範囲が広範であるばかりでなく奥行きも深く、貿易を理解するための基礎的な知識を提供するものです。

本書は貿易の入門書として、貿易実務を中心にして解説を加えながら、その他の分野にも言及し、貿易に関する全般的な実際を明らかにすることを目的としたものです。

全体を一三章に分かち、各章の項目はそれぞれ二〇に等分し、一つの項目を一ページにまとめ、できるだけ平易なスタイルで記述しました。そして、各章の終りには、読者の方の息抜きの意味で貿易ウラばなしを挿入するなど、気軽に読んでいただけるよう配慮したつもりです。

一九七八年一一月

森井 清

この本の 特色と使い方

本書は貿易に関する全分野を一三章に分けて解説していますが、基本的に大事なことはひととおり織り込んでいますので、本書一冊を完全にマスターすれば、貿易の基礎知識としては十分といえます。読み方にはいろいろな方法がありますが、どのような読み方をしても差し支えありません。

【読み方・その1】徹底的に勉強する法 本書を少なくとも二へん繰り返して読んでいただけば、貿易の基礎的なことはマスターしたことになりますので、新聞や貿易関係の専門雑誌を読んでも、記述の内容がわからぬということはなくなります。

さらに、もっと突っ込んで勉強したい場合は、本書で習得した基礎知識がモノをいうことになります。

たとえば、外国為替について深い専門知識を得ようとする場合、市販されている専門書の目次を見るだけで、その本の適否を判断することができるでしょう。貿易契約や海上保険についても、同様のことがいえます。

【読み方・その2】一週間でマスターする法 各章は二〇項目と“貿易ウラばなし”の計二一ページになりますので、一週間七日で割り算すると平均一日三ページのペースで読み進めば、一週間で一章を終了することができます。

章ごとに関連した項目がまとまっていますので、一日三ページのペースは決して無理な注文ではないでしよう。

スッキリと頭に入る個所と、そうでない所とがありますが、そんなときはもう一度読み返していただければ、たいていは理解できます。

【読み方・その3】一ヶ月でマスターする法 この本は一三章に分かれしており、分量が等分化されていますので、一ヶ月に一章のペースでゆっくり読み進んでも、一ヶ月たてば貿易に関する基本的な事項はひとつおり習得できます。

各章には、それぞれひとつのまとめた内容を盛り込んでありますから、貿易の一つの分野の基礎的な知識が身につくようになっています。

【読み方・その4】用語事典として利用する法 一応この本を読み終えた後でも、新聞や雑誌や日常の会話などで貿易に関する問題につきあたることがあるでしょう。もう一度正確な知識を頭の中に叩き込んでおきたいときは、この本のカバーが索引になつていますので、貿易用語事典として利用することができます。

【読み方・その5】目次で勉強する法 たいへん忙しいので、手っ取り早く貿易の概念だけでもつかみたいという人には、目次に目を通すことをおすすめします。

ここには、本書の内容の全項目と、各項目ごとの要点を簡潔にまとめた文章がついていますので、貿易についてのアウト・ラインがつかれます。

1 * * * 貿易と国際関係

| | | | | | | | | |
|--------|-------------|--|--|--|--|--|--|----|
| 貿易 1 | 外国貿易とは | | | | | | | 34 |
| 貿易 2 | 貿易と国民経済 | | | | | | | 35 |
| 貿易 3 | 国際分業とは | | | | | | | 36 |
| 貿易 4 | 貿易依存度と交易条件 | | | | | | | 37 |
| 貿易 5 | 国際收支の見方 | | | | | | | 38 |
| 貿易 6 | 貿易政策とは | | | | | | | 39 |
| 国際関係 1 | 通商航海条約とは | | | | | | | 40 |
| 国際関係 2 | 租税条約の狙い | | | | | | | 41 |
| 国際関係 3 | タックス・ヘイブンとは | | | | | | | 42 |
| 国際関係 4 | IMF体制とは | | | | | | | 43 |

| | | | |
|---------|---------------|--|----|
| 国際関係 5 | 世銀グループとは | 国際復興開発銀行と、それを補完するための国際開発協会および国際金融公社をいう。 | 44 |
| 国際関係 6 | 関税・貿易に関する一般協定 | “モノ”的流れを円滑にするための調整機能をもつ国際機関で、ガットとよばれている。 | 45 |
| 国際関係 7 | 南北問題とは | 南北の経済格差は世界における同質的基盤の形成を阻むもので、その是正が求められている。 | 46 |
| 国際関係 8 | 国連貿易開発会議 | 南北問題の中核的な国際協議機関で、発展途上国が先進国へ圧力をかける場となっている。 | 47 |
| 国際関係 9 | 経済協力とは | わが国の政府開発援助は先進国中でも下位で、援助に不熱心であると批判されている。 | 48 |
| 国際関係 10 | O E C D とは | 先進国中に構成されているため、金持ちクラブとの批判もあるが、その発言力は大きい。 | 49 |
| 国際関係 11 | 欧州共同体の拡大 | 巨大な一つの経済統合市場を形成し、さらに外延的な拡大をはかりつつある。 | 50 |
| 国際関係 12 | コメコンとは | 西欧と関係の深い東欧諸国を西側の影響力から切り離すための経済統合だといわれている。 | 51 |
| 国際関係 13 | 国際商品協定 | 産出国の発言増大とともに商品協定も崩れ防止から高値安定への戦略転換が行なわれた。 | 52 |
| 国際関係 14 | 多国籍企業とは | 多国籍企業の発達は、国家主権からの分離と“無国籍”への脱皮を促しつつある。 | 53 |

貿易ウラばなし　敗戦直後の複数為替レート

2 *** 貿易商社

| | | | |
|-------|------------|---|----|
| 商社 1 | 貿易業者の実態 | 輸出入の取扱高は少數の上位大企業への集中度が高く中小零細業者の取扱高は僅かである。 | 56 |
| 商社 2 | メーカーの直貿とは | 技術的な商品でアフター・サービスを必要とするものについては、メーカーの直貿が多い。 | 57 |
| 商社 3 | ワンマン商社の乱立 | 資本がなくとも輸出業務は安易にできるため、資力のないワンマン商社が乱立している。 | 58 |
| 商社 4 | 日本在住の外人商社 | 在日外商との取引では相手の信用調査と契約書の内容を丹念に検討することが肝要である。 | 59 |
| 商社 5 | 中小専門商社の特色 | 専門商社は貿易企業の半数を占め、専門知識と「こまわり」のきく有利さがある。 | 60 |
| 商社 6 | 貿易連合と輸出入組合 | 中小商社の連合体として貿易連合があり商品別に業者間の協定ができる輸出入組合がある。 | 61 |
| 商社 7 | 総合商社とは | 総合商社は、貿易取引だけでなく、機能の多様化によって国内取引にも進出している。 | 62 |
| 商社 8 | 商社批判の内容 | 中間流通業者として機能する商社の特性と、その巨大さのゆえに、疑惑が集中しやすい。 | 63 |
| 商社 9 | 商社斜陽論とは | 減速経済下での「商社斜陽論」の再燃は商社をとりまく環境の悪化で真意味を帯びている。 | 64 |
| 商社 10 | 商社の組織は | 商品別のタテ割りと地域別のヨコ割りとからなり、いすれも独立採算制をとっている。 | 65 |

| | | | | | | | | |
|-------|--------------|----|----|----|----|----|----|---|
| 商社 11 | 商社金融とは | | | | | | | 銀行にかわってリスクを負担しながら取引先に融資し、これによって支配力を強めてきた。 |
| 商社 12 | 商社の情報機能 | | | | | | | 商社の情報ネットワークは国際的にも第一級だが、商事面に偏りすぎている。 |
| 商社 13 | 商社のオルガナイザー機能 | | | | | | | 企業間のまとめ役として機能する商社は、企業集団の中核的な存在になりつつある。 |
| 商社 14 | 商社の流通機能 | | | | | | | 海外市場と国内市場を有機的に結合して、流通部門における商社活動は積極的である。 |
| 商社 15 | 商社の開発機能 | | | | | | | 資源確保のための開発輸入に、商社は「総合力」をあげて資源開発に当たっている。 |
| 商社 16 | 海外進出と商社の役割り | | | | | | | 資本参加してメーカーの海外進出を援助し、生産品の販売面で商社機能を発揮している。 |
| 商社 17 | 商社マンの専門化 | | | | | | | 取扱商品についての専門知識を要求される商社マンは、所属部門を変わることはない。 |
| 商社 18 | 商社の海外事業所 | | | | | | | 海外活動の拠点としての支店網は広範で、駐在員の仕事も多岐にわたっている。 |
| 商社 19 | 商社と汚職の関係 | | | | | | | 海外で腐敗政治家と手を結ぶことは、その国人びとの怨嗟を買うことになるだろう。 |
| 商社 20 | 商權とは | | | | | | | 商權は風のようなもので、権利としての客体ではなく、守り育てるものである。 |
| 76 | 75 | 74 | 73 | 72 | 71 | 70 | 69 | 68 |
| 67 | | | | | | | | 66 |

貿易ウラばなし 海外駐在に忌避傾向

3 * * * 貿易取引

| | | | | | |
|--------|------------|--|---|----|----|
| 貿易通信 1 | コレポンとは | | | | |
| 貿易通信 2 | 貿易通信の要領 | | | | |
| 貿易通信 3 | 国際郵便のあらまし | ごく一部を除いて、世界のほとんどの地域に 郵便および小包を送ることができる。 | 相手の立場にたって書くことが大切で、簡潔 で能率的で回答は迅速でなければならぬ。 | 79 | 80 |
| 貿易通信 4 | 外国郵便物の取扱い | 郵便物は原則として手続きは不要だが信書以外はすべて税関当局によってチェックされる。 | | | |
| 貿易通信 5 | 国際電報の概要 | 電信略号を登録しておけば、宛名は略号と着 信局名の二語ですむから電報料の節約となる。 | | | |
| 貿易通信 6 | テレックスとは | テレックス通信網は世界に張りめぐらされて おり一一か国と通信することが可能である。 主要都市の商工会議所には世界各地から引合 いがよせられるので、これを利用すること。 | | | |
| 貿易取引 1 | 取引先発見の方法 | 商工名録によって取引を申し込むのは、商工 会議所の引合いを利用するのより効率が悪い。 | | | |
| 貿易取引 2 | 商工名録の利用と広告 | 海外市場の概要を知るためには、身近に豊富 な資料があるので、それらを活用すること。 | | | |
| 貿易取引 3 | 簡便な海外市場調査 | 生産計画に輸出需要が織り込まれてるので、 計画的なマーケティングが必要である。 | | | |
| 貿易取引 4 | 海外マーケティング | | | | |

| | | | |
|---------|------------|---|----|
| 貿易取引 5 | 海外販売代理店 | 有力な海外代理店を選定することが、輸出促進の決め手となる場合が多い。 | 88 |
| 貿易取引 6 | 海外での販売政策 | それぞれの事情によって、販売先を限定する方法と限定しない政策とがある。 | 89 |
| 貿易取引 7 | 銀行取引と付従契約 | 銀行取引には、貿易業者が保証責任を負担する旨の約定書を差し入れる形態をとっている。 | 90 |
| 貿易取引 8 | 信用調査はなぜ必要か | 銀行の信用調査は相手の信用状態がかんばしくないとほど記述内容は歯切れが悪くなる。 | 91 |
| 貿易取引 9 | 商業興信所の利用 | 興信所の調査内容は銀行の信用調査よりも詳細で具体的であるため、併用が望ましい。 | 92 |
| 貿易取引 10 | 貿易振興機関 | 公的な性格を帯びた貿易振興機関が多く、それらを積極的に利用することである。 | 93 |
| 特殊貿易 1 | 委託販売貿易とは | 委託販売では、委託者と受託者の関係は広い意味での代理行為といえる。 | 94 |
| 特殊貿易 2 | 委託加工貿易とは | 経済活動の自主性をそこなつたり、正常な貿易を阻害しないかの点でチェックされている。 | 95 |
| 特殊貿易 3 | 仲介貿易と仲継貿易 | わが国の居住者が仲介するのが仲介貿易で、非居住者が仲介すれば三国間貿易となる。 | 96 |
| 特殊貿易 4 | 三国間貿易とは | 国際的な情報網をもつ総合商社にとっては、三国間貿易はまさに格好の活動の場である。 | 97 |

4 * * * 貿易管理

| | | | |
|---------|---------------|-----|---|
| 貿易管理 1 | 為替管理はなぜ必要か | 100 | 第一次大戦後から各國で為替管理が一般化し、当初の狙いは資本逃避防止にあった。 |
| 貿易管理 2 | わが国の為替・貿易管理法 | 101 | 原則的禁止と委任立法方式を特色とし、力ネとモノの両面を一元的総合的に規制している。 |
| 貿易管理 3 | 管理法体系のあらまし | 102 | 規制の具体的な内容は政令・省令・告示・通達などによって規定されている。 |
| 貿易管理 4 | 居住者と非居住者 | 103 | 管理法の適用は「居住者」に厳しく、「非居住者」に対しては緩やかである。 |
| 貿易管理 5 | 銀行中心主義の運用 | 104 | 政府の承認を必要とする場合を限定し、大部分の輸出入は銀行かぎりの認証だけでよい。 |
| 貿易管理 6 | 標準決済方法とは | 105 | 標準的な決済方法が省令で決められており、該当しない場合は事前の許可が必要である。 |
| 貿易管理 7 | 輸出入取引法の狙い | 106 | 独禁法の適用除外になつていてる輸出入取引につき、不公平な取引を防止するのが狙い。 |
| 貿易管理 8 | 独禁法との関係は | 107 | 差別的な取扱いや不公平な契約内容の貿易取引は、わが国の独禁法に抵触する。 |
| 貿易管理 9 | 輸出を申告する場合の手続き | 108 | 定められた様式の輸出申告書に記載し、決済を証明する書類を添付して銀行に提出する。 |
| 貿易管理 10 | 輸出承認を必要とする場合 | 109 | 輸出貿易管理令第一条には、要承認品目および仕向地が定められている。 |

| | | |
|---------|----------------|--|
| 貿易管理 11 | 輸出検査はなぜ必要か | 輸出品の評価の維持と向上を図るため、重要な商品については輸出検査が必要である。 |
| 貿易管理 12 | 輸出品デザイン法とは | 輸出品のデザインの模倣を未然に防止するために登録させるもので、財産権にはならない。 |
| 貿易管理 13 | 輸出自主規制とは | 特定商品が相手国にどっと流れ込んだ場合の仕向国の反発を回避するための便法である。 |
| 貿易管理 14 | 輸入管理の狙い | 物資の需給調整と国内産業の保護、ならびに外貨の効率的な利用を目的としている。 |
| 貿易管理 15 | 輸入承認を必要とする場合 | 輸入公表と標準外決済および委託契約による輸入は、事前に通商省の承認が必要である。 |
| 貿易管理 16 | 輸入の届出をする場合の手続き | 輸入承認を必要とする場合のほかは、為替銀行に輸入の届出をするだけでよい。 |
| 貿易管理 17 | 残存輸入制限とは | 国内産業保護の立場から、ガットの精神に反して輸入の数量制限をしているものをいう。 |
| 貿易管理 18 | 並行輸入とは | 真正商品の並行輸入は商標権の侵害にはならず、誰でも自由に並行輸入ができる。 |
| 貿易管理 19 | 貿易の自由化とは | モノの出入りを自由にするのが貿易の自由化、カネの出入りを自由にするのが資本の自由化。 |
| 貿易管理 20 | 管理法違反の罰則 | 為替管理の面で違反に問われるケースが多いが、罰見するのはほんの一部にすぎない。 |

5 *** 貿易契約

| | | |
|---------|------------|---|
| 貿易契約 1 | 契約が成立するまで | 契約は必ず一つのオファーと一つのアクセプタンスによって成立するものである。 |
| 貿易契約 2 | 契約の予備的交渉 | カタログや値段表を送付して取引を申し込むことはオファーではなく予備的交渉である。 |
| 貿易契約 3 | オファーのやりとり | カウンター・オファーは、法的にはオファーの拒絶プラス新しいオファーの性質をもつ。 |
| 貿易契約 4 | 発信主義と着信主義 | 一般原則は着信主義だが、郵便と電報による場合のみ例外として発信主義となる。 |
| 貿易契約 5 | 条件つきのオファー | 確認条件つきのオファーは申込みの勧誘であつて、正式なオファーとはみなされない。 |
| 貿易契約 6 | 契約書の作成 | 書簡や電報の往復によって契約は成立するが、証拠を確保するために契約書を作成する。 |
| 貿易契約 7 | 一般取引条件とは | 一般取引条件は契約の本質に付隨する条項であつて、取引の履行を円滑にする機能をもつ。 |
| 貿易契約 8 | 売買の基本条件と品質 | 取引の内容を限定する基本的条件の取決めは、相互に十分な理解が必要である。 |
| 貿易契約 9 | 見本売買の留意点 | 見本売買では見本と同品質のものが要求されるので、平均中等品質のものを選ぶこと。 |
| 貿易契約 10 | 特定物と不特定物 | 貿易取引の対象はほとんどが不特定物の売買であつて、一般に船積みのとき特定される。 |